

新旧対照表

<ぐんぎんアプリ利用規定>

改訂後	改訂前
<u>2024年11月18日改定</u>	2024年02月22日改定
<p>第4条 本アプリによるサービス</p> <p>(13) 投資信託取引</p> <p>①略</p> <p>②略</p> <p>③略</p> <p>④略</p> <p>⑤略</p> <p>⑥略</p> <p>⑦略</p> <p>⑧略</p> <p>⑨略</p> <p>⑩略</p> <p><u>⑪本サービスを利用して、非課税口座で保有する投信を譲渡される場合は、非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する規定第11条第3項なお書きの適用はないものとします。</u></p>	<p>第4条 本アプリによるサービス</p> <p>(13) 投資信託取引</p> <p>①略</p> <p>②略</p> <p>③略</p> <p>④略</p> <p>⑤略</p> <p>⑥略</p> <p>⑦略</p> <p>⑧略</p> <p>⑨略</p> <p>⑩略</p>

<非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する規定>

改訂後	改訂前
<u>2024年11月18日改定</u>	2024年01月01日改定
<p>第11条 (非課税口座での取引である旨のお申し出)</p> <p>2. 前項の規定により、お客さまが当該特定非課税管理勘定に預入れようとする場合において、預入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額が240万円を超える場合には、当行は当該240万円を超える部分の株式投資信託については、一般口座や特定口座等に受入れさせていただきます。また、<u>特定累積投資勘定に係る</u>特定非課税累積投資契約の場合において、分配金再投資その他(分配金再投資は、当該年分および過去の年分の<u>特定</u>累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。)による上場株式等の取得により、受入期間に受入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合は、当該120万円を超える部分の上場株式等については、一般口座や特定口座等に受入れさせていただきます。</p>	<p>第11条 (非課税口座での取引である旨のお申し出)</p> <p>2. 前項の規定により、お客さまが当該特定非課税管理勘定に預入れようとする場合において、預入れようとする株式投資信託の取得対価の額の合計額が240万円を超える場合には、当行は当該240万円を超える部分の株式投資信託については、一般口座や特定口座等に受入れさせていただきます。また、特定非課税累積投資契約の場合において、分配金再投資その他(分配金再投資は、当該年分および過去の年分の累積投資勘定で保有する投資信託の分配金に限ります。)による上場株式等の取得により、受入期間に受入れた上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円を超える場合は、当該120万円を超える部分の上場株式等については、一般口座や特定口座等に受入れさせていただきます。</p>